

## 「 ASTERIA Salesforce Adapter 」 ソフトウェア使用許諾契約書

この「ASTERIA Salesforce Adapter」ソフトウェア使用許諾契約（以下本契約といいます）はパナソニックインフォメーションシステムズ株式会社(以下当社といいます)が商標権、著作権その他の権利を保有している「ASTERIA Salesforce Adapter」(以下本ソフトウェアといいます)を当社又は当社が販売を許諾する第三者から購入したお客様が本ソフトウェアの使用許諾を当社から受けるために必要な条件を定めたものです。当社のウェブサイトなどから本ソフトウェアをダウンロードまたは本ソフトウェアが記録されたメディアの包装を開封することにより、本契約に同意したものとします。同意できない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

### 1. 使用許諾

当社はお客様の保有する 1 台のコンピュータに限り本ソフトウェアのインストール及び使用をお客様に許諾します。また、お客様はバックアップ目的に限り本ソフトウェアを複製できます。これらの許諾は非独占的かつ譲渡不可のものです。本ソフトウェアに係る全ての権利は当社に留保されます。

### 2. 制限事項

お客様はお客様自身の業務を処理する目的以外に本ソフトウェアを使用できません。お客様は本ソフトウェアを複製（上記 1 条に基づく複製を除く）、改変、解析、逆コンパイル、逆アセンブル、譲渡、貸与、送信又は使用許諾等してはなりません。

### 3. 輸出管理

お客様は、お客様又は当社に管轄権を有するあらゆる国の輸出管理に関する法律及び諸規則等（外国為替及び外国貿易法、国連安全保障理事会決議による輸出管理に関する諸規制等全て）を遵守し、資格ある政府機関の適切な承認が要求される場合には、かかる承認なく、いかなる国にも直接・間接を問わず本ソフトウェアを輸出してはなりません。また、お客様は、直接・間接を問わず本ソフトウェアを軍事用途に使用又は販売等してはなりません。

### 4. 保証範囲

お客様は、本ソフトウェアがメディアにより提供される場合で、かつ、当該メディアに不具合があった場合、提供された日から 90 日以内に限り無償で当該メディアの交換を受けることができます。

## 5. 免責

上記4条の保証は、本ソフトウェアに関する唯一の保証です。当社は上記4条以外のいかなる保証（商品性、特定目的への適合性、非侵害等全て）もいたしません。当社は、本ソフトウェアの使用又は使用不能により生じたいかなる直接的・間接的な損害（データ喪失、逸失利益等全て）について一切責任を負いません。

## 6. 発効及び終結

本契約は本ソフトウェアをダウンロード又は開封した時のいずれか早い時に発効します。お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、当社は直ちに本契約を終了させることができます。お客様は本契約終了後30日以内にお客様の負担で本ソフトウェア（コンピュータ・メモリーその他お客様の占有下又は支配下にある媒体上の全ての複製物等を含む）を破棄又は消去しなければなりません。

## 7. その他

当社はいつでも本ソフトウェアおよび本契約を更新することができます。本契約が更新された場合、更新後の本契約において特定される発効日からお客様に更新後の本契約の規定が適用されます。本契約は日本法に支配され、解釈されます。本契約に関するすべての紛争は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所として処理、解決されるものとします。